

長浜市すこやか出産支援事業についてよくある質問

【一般不妊治療・不育症治療について】

質問1: 令和4年度から人工授精やタイミング法が保険適用になりますが、長浜市の助成制度はどう変わるのでしょうか。

回答1: 一般不妊治療について、人工授精、タイミング法が保険適用となっても従来通り助成をします。保険適用、保険適用外に関わらず、かかった費用の自己負担額について、1/2の補助(上限5万円まで)をします。不育症治療についても、かかった費用の自己負担分について1/2の補助をします。(保険適用については、上限5万円まで、保険適用外については、上限10万円まで)

質問2: 申請書はいつ提出するのでしょうか。

回答2: それぞれの治療が終了した日から速やかに提出してください。(治療が終了した日の年度または翌年度に申請ができます。)市役所の1年間(年度)は4月1日から3月31日までになりますので、この間に1回申請ができます。

質問3: 提出する書類の長浜市すこやか出産支援事業受診等証明書(様式第3号または様式第4号)は、だれが記入するのでしょうか。

回答3: これは、治療の内容、期間、治療費用などについて医療機関から証明していただく書類ですので、治療を受けた医療機関に依頼をしてください。なお、文書料については補助対象外です。

質問4: 院外処方箋の領収書がありますが、補助の対象になりますか。

回答4: 長浜市すこやか出産支援事業受診等証明書(様式第3号または様式第4号)において、医療機関が証明している日の院外処方箋の費用については補助の対象となります。この場合は、領収書および調剤明細書など処方された薬剤の名称がわかるものを提出してください。

質問5: 同じ年度内に治療を複数回受けました。複数回分をまとめて市に申請することはできますか。

回答5: 補助金額が限度額に満たなければ、申請することができます。

【特定不妊治療について】

質問1: 令和4年度から体外受精、顕微授精が保険適用になりますが、長浜市の助成制度はどのように変わるのでしょうか。

回答1: 特定不妊治療については、滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成を受けている方を対象としています。そのため、令和4年度の滋賀県の助成を受けた方については、助成を行います。1回の申請につき、5万円が上限です。(治療内容がCまたはFの場合は、2万5千円になります。)滋賀県の助成を受けてから、必要書類を長浜市へ提出してください。

質問2: 長浜市の申請年数・回数は県の申請年数・回数と同じですか。

回答2: 必ずしも一致しません。

特定不妊治療に要した費用が※15万円以下の場合、市の助成対象ではないため、市の申

請年数及び回数と、県の申請年数及び回数は必ずしも一致しません。市では基本的に県の助成事業に上乘せするかたちで実施します。 ※治療の種別CFの場合は7万5千円

(例)1年度目、県に申請し、1回目から3回目までが15万円以下であった場合

県	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目		計
	〇〇〇 15万円以下 ※治療の種別 によって異なる	〇〇	〇〇	〇〇	〇		10回
市		1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	計
		〇〇	〇〇	〇〇	〇		7回

質問3: 同じ年度内に治療を複数回受けました。2回分を(1年目は3回分まで)まとめて、市に申請することはできますか。

回答3: はい、できます。

なお、原則として、治療が終了した日の属する年度に申請を行ってください。ただし、年度末(3月)に治療が終了した等の場合は、翌年度にも申請することができます。この場合は滋賀県庁からの決定通知書が到着後、30日以内を目安に市へ申請ください。

質問4: 助成金額はどのように決まりますか。

回答4: 治療に要した費用のうち、県から助成を受けた不足分を市が助成します。1回の治療につき5万円が上限です。(治療の内容C、Fは2万5千円が上限です。)

(治療費) - (県からの助成金額) = 5万円が上限 (治療内容C、Fは2万5千円が上限)

※なお、長浜市補助金等交付規則により千円未満は切り捨てとなります。

例: (治療費 198,500 円) - (県助成額 150,000 円) = (長浜市助成額 48,000 円)

【その他】

質問1: 市税及び国民健康保険料(税)の完納を証する書類について教えてください。

回答1: 申請日が2022年(令和4年)5月31日までは「令和3年度完納証明」、2022年(令和4年)6月1日から2023年5月31日までは「令和4年度完納証明書」が必要となります。ただし、「令和3年度完納証明書」については、2021年(令和3年)1月1日時点、「令和4年度完納証明書」については、2022年(令和4年)1月1日時点で長浜市に住民登録されている場合は、不要です。

転入等の場合は、令和3年度完納証明書は2021年(令和3年)1月1日時点で住民登録されていた市町、令和4年度完納証明書は、2022年(令和4年)1月1日時点の住民登録されていた転入前の市町で完納証明書の発行を受けてください。

質問2: 事実婚の場合もこの事業の対象となりますか。

回答: 令和3年4月1日以降、一般不妊治療、特定不妊治療、不育症治療において、事実婚関係の方も対象となります。事実婚関係の場合、申請書等に加え、「戸籍謄本」「住民票」(ただし、住民票は、長浜市に住所がある場合は不要です。)および「事実婚関係に関する申立書」の提出が必要になります。申請書類については、制度のご案内をご覧ください。